全農薬通報

No288　　平成 25 年12月 20 日

目　　次

◎組合からのお知らせ
・組合員の動き等

◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・全農薬地区会議日程
・植物防疫関係団体

◎行政からのお知らせ
・緑水産業が製造/販売した無登録農薬に関する注意喚起について
・消費税率引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

◎全農薬ひろば
・事務局職員から組合員の皆様へ年末のご挨拶

全国農薬協同組合
〒101-0047　東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171　　FAX. 03-3256-0980
http//www.znouyaku.or. jp　E-mail：info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

１．第５８回農薬工業会虫供養

・日時：平成２５年１１月１４日（木）、１６：００～

・場所：浅草金竜山浅草寺本堂、都立産業貿易センター台東館８階上野精養軒

・出席者：青木理事長、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

第 58 回農薬工業会主催の虫供養が 11 月 14 日（木）、都内、浅草の金竜山浅草寺本堂で厳かに行われた。虫供養は、この１年間に農作業の防除などで犠牲になった虫を弔う年中行事で、農薬工業会発足の翌年より毎年行っており、今年で 58 回目となった。

この日は、会員農薬メーカーの他、農水省、関係団体など ７０ 人が参加。念仏が唱えられる厳かな雰囲気の中、参列者らが焼香した。

情報交換会で挨拶をする阪本理事と乾杯の音頭の神山会長（日本農薬代表取締役社長）は、今年は水稲でカメムシ類、ウンカ類の発生が例年より多めだった。その意味では、非常に意義深い供養会になったと思うと述べ、工業会をさらに発展させ日本農業に貢献していきたいとあいさつした。

中締めに立った村田興文副会長も、日本の農業を支えていく業界の団体として、更に日本農業を強くそして世界に打って出られるようにするための一助になりたいと今後の活動に向けての抱負を語った。なお、全農薬からは堀江専務、宮坂技術顧問が参列した。

２．平成２５年度植物防疫地区協議会（植防ブロック会議）

ブロック	年月日	会場
北海道・東北	11 月 14 日 13:30～17:00, 15 日 9:00～12:00	11/14 ﾊｰﾈ仙台,11/15 東北農政局
関東	11 月 26 日 13:30～18:00, 27 日 10:30～16:00	さいたま新都心合同庁舎２号館
北陸	11 月 21 日 13:30～17:15, 22 日 9:00～12:00	金沢広坂合同庁舎大会議室
東海・近畿	11 月７日 13:30～17:30, ８日 9:00～12:00	ルビノ京都堀川
中国・四国	11 月 12 日 13:00～17:00, 13 日 9:00～12:00	ホテルニュータナカ
九州・沖縄	11 月 14 日 13:00～17:00 15 日 9:00～12:00	九州農政局

３．第４８回通常総会

・日時：平成２５年１１月２０日（水）、午前１０時３０分～１２時

・場所：海運クラブ　２階ホール

・議題：

第１号議案：平成２５年度決算関係書類承認の件

第２号議案：平成２６年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第３号議案：平成２６年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第４号議案：平成２６年度借入金最高限度額(案)決定の件

第５号議案：役員報酬額(案)決定の件

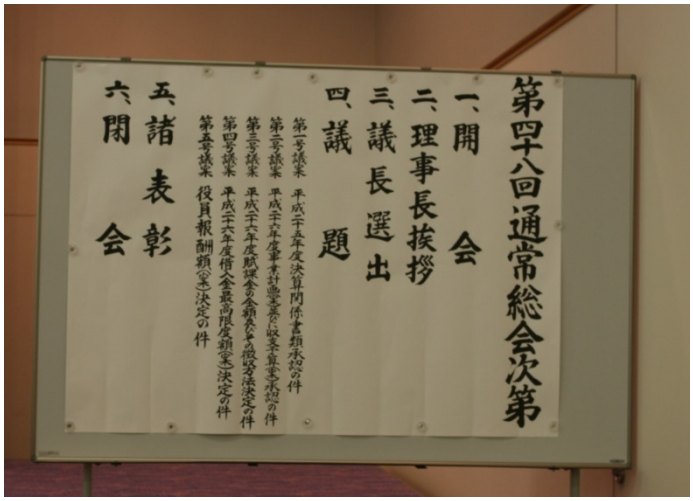

・出席者：

青木理事長、宇野副理事長、金子常務理事、石黒常務理事、松木理事相談役、理事各位、監事各位、事務局

組合員１７３社（内本人５９社、委任状１１４社）

・議長：大森理事

「議案審議終了後の行事」

①組合員の慶弔関係（報告）

②諸表彰

＜平成２５年度支部別特別奨励表彰＞

上位５支部

（１位：埼玉県支部、２位：三重県支部、３位：愛媛県支部、４位：群馬県支部

５位：富山県支部）

＜永年勤続支部長表彰＞（敬称略）

千葉喜一、金子昌弘、中村剛明、古賀健司＜組合員事業所永年勤続従業員表彰＞　組合員１５社、従業員３６名

青木理事長あいさつ

本年は、猛暑、竜巻発生、局地的な豪雨等、異常気象による被害の発生、TPP、戸別所得補償制度等、農業をめぐる環境は激動の年でありました。

また、平成 25 年産米の価格も順調な作柄とそれに伴う余剰感で米価は下落しており、とりわけ水稲農家には大変厳しい現実がのしかかってきております。

このような中にあって、今後の全農薬・安全協及び商系組織のあり方等の問題点、課題を考えるに当たって、日頃ご指導を頂いている皆様から各県の商系の窓口が不明、活動不足等、厳しいご指摘を頂いた年でもありました。

共同購買事業は、前年対比８４％で減収、減益となりました。DEP 粉剤の販売中止によって失った約２億円を新規に導入したマラソン剤でカバー出来なかったことが主因でありますが、従来から導入品目がじり貧状態であることも大きな問題であると認識しております。　教育情報事業は、農薬シンポジウムを全国３ケ所で実施、消費者とのリスクコミュニケーションを継続した他、農薬安全コンサルタントのレベルアップを図るため地区会議での技術研修及び第 1 回の農薬安全コンサルタントリーダー研修会を実施しました。

農薬安全コンサルタントの資格が社会的に認知されるために厳正な試験と評価を実施したところ不合格者が３分の１となり、自分たちの実力の程を知ることとなりました。

不動産賃貸事業は、期中に入室があり事業計画を上回ることが出来ました。

高速道路通行料別納事業はサービス事業として取り組んでおりますが、利用が増加し、事業計画を上回ることができました。

以上のとおり、共同購買事業以外は、事業計画を上回る内容となりましたが、職員の退職に伴う退職金の経費増加もあり全農薬の事業全体では減収、減益となりました。

第 49 期及び来るべき５０周年に向けての対策については，先ずは共同購買事業として１億円を上乗せする品目の導入を図るべくメーカー交渉をしてまいります。メーカーオリジ

ナルの大型品目の導入は難しいとしても、バーター取引の弊害を改善する等の全農薬の機能を導入交渉の中で訴えてゆきたいと考えております。

次には、ここ数年来からの課題である商系団体の窓口としての対応不足を改善するために農薬卸売業者団体と全農薬との関係強化、安全協活動との連携のあり方について検討して参ります。

今後とも全農薬事業及び本日の議事進行へのご協力を宜しくお願い申し上げます。

４．第３６回安全協全国集会

・日時：平成２５年１１月２０日（水）

・場所：海運クラブ　２階ホール

・議事：

（１） 平成２５年度事業報告、収支決算

（２） 平成２６年度事業計画(案)、収支予算(案)

・農薬シンポジウム実施報告（福井県、兵庫県、高知県）

・安全協支部活動優良事例報告

・特別講演

演題：「ＴＰＰが及ぼす日本農業への影響と今後の展望」

講師：一般社団法人　アグリビジネス推進研究協会　理事長

横田コーポレーション　代表　横田敏恭　氏

・来賓祝辞
農林水産省、一般社団法人 日本植物防疫協会、農薬工業会
・スローガン唱和

５．全農薬第１６回執行部協議会

・日時：平成２５年１２月１１日（水）、午前１０時３０分～午後２時１５分
・場所：全農薬9F 会議室
・議題：

１）理事会議決事項について

① 平成２６年度購買事業価格及び諸条件について
② 農薬コンサルタントリーダーの認定要領（案）について

２）　平成２６年度重点課題について

① 賦課金の見直しについて（支店、営業所の定義の明確化）
② 商系組織の強化について（農薬卸売業者団体との連携強化）
③ スナップショット粒剤の販売拡大、在庫消化について
④ 新規品目導入活動について
⑤ 安全協新スローガン（案）の策定について
⑥ 平成２６年度農薬シンポジウム開催について
⑦ ５０周年記念事業について
⑧ 平成２６年度役員選考準備委員会について
⑨ その他

・出席者：青木理事長、宇野副理事長、金子常務理事、石黒常務理事、松木理事相談役
羽隅５０周年実行委員長、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

６．各委員会

・日時：平成２５年１２月１１日（水）、午後１時～午後２時１５分
・場所：全農薬8F、9F 会議室

「総務委員会」

・議題：
① 賦課金の見直しについて（支店、営業所の定義を明確化）
② 商系組織の強化について（農薬卸売業者団体との連携強化）
③ その他
・出席者：金井委員長、大森副委員長、橋爪理事、高津理事

「経済活動委員会」

・議題：
① スナップショット粒剤の販売拡大、在庫消化について
② 支部別特別奨励（売上規模に対する奨励）について
③ 新規品目導入活動について
④ その他
・出席者：池田委員長、栗原副委員長、田中（秀）理事

「教育安全委員会」

・議題：
① 農薬安全コンサルタントリーダーの認定要領（案）の策定について
② 安全協新スローガン（案）の策定について
③ 平成２６年度農薬シンポジウム開催について
④ その他
・出席者：田中（康）委員長、上田副委員長、佐藤監事、廣田理事、松村理事

「IT・広報委員会」

・議題：
① 全農薬受発注システム利用拡大対策について（メーカー、組合員）
② 将来に向けた検討課題について
③ その他
・出席者：北濱委員長、山本副委員長、金田理事

７．第２６５回理事会

・日時：平成２５年１２月１１日（水）、午後２時３０分～午後５時
・場所：全農薬9F 会議室

定刻となり堀江専務より本日の出欠状況の報告、理事及び監事全員が出席しており理事会は有効に成立する旨報告された。

青木理事長より年末でご多忙な中、本年最後の理事会に理事及び監事全員が出席頂いたことに対する感謝の辞の後、以下の挨拶があった。

TPP 実行を前提とした、これからの農業情勢の変化（大型農家、大型圃場化等）への対応については指導力が農薬卸の趨勢を決めるものと考えている。

全農薬の重点課題の一つである全農薬の組織強化については、本日の理事会での協議事項となっているが、我々の仲間である一般社団法人日本植物防疫協会も我々と同様な問題を抱えていることが先日、日本植物防疫協会の理事会に出席して知った。今後連携して対応したいと考えている。

全農薬の 50 周年記念事業に向けた記念誌の作成等、羽隅実行委員長を中心として着実の進んでおります。

本日は、平成 26 年度購買事業価格及び諸条件、農薬安全コンサルタントリーダーの認定要領（案）の骨子、26 年度全農薬地区会議予定及び進め方等について協議し決定したいと思いますので宜しくお願いしたい旨挨拶があった。

続いて、宇野副理事長の司会で議事が進められ、事務局の原案どおり議案が承認された。

・議題：
１）議決事項
　① 平成２６年度購買事業価格及び諸条件について
　②農薬安全コンサルタントリーダーの認定要領（案）について
２）協議事項
　① 平成２６年度課題について（執行部協議会、委員会）
　② 平成２６年度地区会議内容（講師等）について
　③ 平成２６年度行事日程について
　④ 平成２６年度安全協ポスター（デザイン）について

３）報告事項

① 委員会報告について

② 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第４回総会について

③ 全農薬事務局（人事、業務分担）について

４）その他

・出席者：青木理事長、宇野副理事長、金子常務理事、石黒常務理事、松木理事相談役
理事各位、監事各位、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問、安孫子会計主任）

８．全農薬受発注システム利用メーカー協議会第４回総会

・平成２６年１２月１２日（木）、午前１０時３０分～１２時

・場所：全農薬９F 会議室

・議題：

１）平成２５年度事業概要報告

① 全農薬受発注システム利用メーカー協議会の実施概況について

② 全農薬受発注システムの利用状況について（メーカー、組合員）

③ 全農薬受発注センター活動報告について

２）平成２６年度事業計画

① 全農薬受発注システムの運用体制について

② 全農薬受発注システムの利用促進計画について（県別、地区別）

③ 全農薬受発注センター活動計画について

・出席者：

「会員農薬メーカー」１０社（５０音順）

石原バイオサイエンス㈱、サンケイ化学㈱、シンジェンタジャパン㈱、住友化学㈱
日産化学工業㈱、日本農薬㈱、バイエルクロップサイエンス㈱、丸和バイオケミカル㈱、三井化学アグロ㈱、MeijiSeika ファルマ（株）

「全農薬受発注センター」
　株式会社電算システム
「全国農薬協同組合」（事務局）
　青木理事長、宇野副理事長、北濱 IT・広報委員長、山本 IT・広報副委員長
　堀江専務理事

組合員の動き等

１．代表者変更（敬称略）

①株式会社　水田種苗園

新代表者：水田明美（旧代表者水田起男は取締役会長に就任）

②株式会社　橋爪

・新代表者：橋爪雅彦（旧代表者橋爪清彦は取締役会長に就任）

③吉田農事株式会社

・新代表者：青木貴行（旧代表者青木邦夫は取締役会長に就任）

２．安全協幹事交代（敬称略）

【栃木県】

(旧)江場昭弘(株)栗原弁天堂栃木支店)⇒(新)根岸崇(カネコ種苗（株）宇都宮支店)

営業所名変更

【岩手県】

　岩手農蚕株式会社　営業所名：水沢営業所⇒奥州営業所、大東営業所⇒一関営業所

＊上記に伴う住所および電話番号の変更はありません。

３．会社設立並びに社名変更（敬称略）

【三重県】

①組合員名：大坂屋商店（旧名）⇒株式会社大坂屋

＊上記に伴う代表取締役伊藤春行、住所、電話番号等の変更はありません。

４．平成２５年秋の勲章

・株式会社美嚢種苗園（兵庫県）の代表取締役社長の岩谷英彦氏が、農業振興功労により旭日双光章を受章されました。おめでとうございます。

主な行事予定

「全国農薬協同組合」

【平成２６年】

１月１５日（水）農薬工業会との意見交換会（執行部、教育安全委員長）

１月２７日（月）～１月３１日（金）第８０回植物防疫研修会

２月４日（火）～２０日（木）平成２６年度地区会議

地　区	日　時	場　所	執行部出席者
中国・四国	2/4(火) 10:30～17:00	ピュアリティまきび（岡山市）	宇野副理事長
近畿	2/5(水) 10:30～17:00	大阪ガーデンパレス（大阪市）	宇野副理事長
北陸	2/6(木) 10:30～17:00	石川県農業共済会館（金沢市）	宇野副理事長
東海	2/12(水)10:30～17:00	メルパルク名古屋（名古屋市）	青木理事長
九州	2/14(金)10:30～17:00	火の国ハイツ（熊本市）	青木理事長
東北	2/18(火)10:30～17:00	メトロポリタン盛岡（盛岡市）	青木理事長
関東・甲信越	2/19(水)10:30～17:00	東京ガーデンパレス（文京区）	青木理事長
北海道	2/20(木)10:30～17:00	札幌総合卸センター（札幌市）	宇野副理事長

４月２６日（水）　第２６６回理事会

６月２４日（火）　農薬シンポジウム（山口県）

７月１１日（金）　農薬シンポジウム（長崎県諫早市）

７月１６日（水）　第４１回安全協常任幹事会、賛助会員との打ち合わせ会

９月３日（水）～５日（金）第２回農薬安全コンサルタントリーダー研修会

９月１７日（水）　第２６７回理事会

１０月２４日（金）　監査会

１１月１８日（火）　第２６８回理事会

１１月１９日（水）　第４９回通常総会、第２６９回理事会、第３７回全国集会
全農薬創立５０周年記念式典（都内大手町経団連会館）

１２月１０日（水）　第２７０回理事会

【植防関係団体行事】

【平成２６年】

１月７日（火）農薬工業会賀詞交歓会

１月１６日（木）一般社団法人　日本植物防疫協会シンポジウム

「農業生産基盤の変化と病害虫防除技術を考える」

開催日時：平成 26 年 1 月 16 日（木）　10：00～17:00

開催場所:日本教育会館「一ツ橋ホール」

東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　tel　03(3230)2831

行政からのお知らせ

25 消安第 4133 号
平成 25 年 12 月 3 日

全国農薬協同組合理事長　殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

緑水産業が製造・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

今般、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として販売していたことを確認したため、平成 25 年 9 月 25 日に農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施するとともに、同項の規定に基づく報告を命じました。

その結果、当該製品は、ピレトリンを有効成分とする登録農薬と特殊肥料を 2 対 8 の割合で混合し製造したものでありました。また、登録農薬を混合した割合及び当該製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であることが判明しました。

当該製品は、農薬取締法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当することから、緑水産業は、当方の指導に基づき、今後、当該製品の製造・販売を中止するとともに、緑水産業が把握できている当該製品の販売先に対し当該製品を廃棄するよう依頼しました。

ついては、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、貴組合の組合員に対し周知するとともに、別記の事項について注意喚起を実施するよう指導をお願いいたします。

プレスリリース

平成 25 年 12 月３日
農林水産省

緑水産業が製造・販売した無登録農薬に対する措置について

農林水産省は、農薬取締法に基づき、農薬の登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制を行っています。緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が、ピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明しました。

このため、農林水産省は、平成 25 年９月 25 日に、緑水産業に対し立入検査を実施し、農薬取締法第２条第１項に違反する無登録農薬に該当する製品の製造・販売を中止するよう指導しました。なお、ピレトリン類の光分解性が高い、作物に残留しにくいなどの性質等からみて、当該製品の使用に伴う国民の健康及び生活環境への問題はないものと考えています。

概要

1.農林水産省は、農薬取締法に基づき、農薬の登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制を行っています。

2.農林水産省は、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）がピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明したため、平成 25 年９月 25 日に緑水産業に対し農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第１項に基づく立入検査を実施しました。

3.その結果、

⑴当該製品は、緑水産業が、ピレトリン類を有効成分とする登録農薬と特殊肥料を２対８の割合で混合し、製造したものであること

⑵登録農薬を混合した割合及び当該製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は、混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であること

⑶当該製品は法第２条第１項に違反する無登録農薬に該当すること

⑷当該製品の出荷量はごくわずかであることが明らかになりました。

4.農林水産省は、平成 25 年９月 30 日に、緑水産業に対し当該製品の製造・販売を中止し、販売数量等について報告することを命じました。

5.農林水産省の指導に基づき、緑水産業は、当該製品の製造・販売を中止し、把握している当該製品の販売先に対し、当該製品を廃棄するよう依頼しました。

6.また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を発出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。

⑴法第９条第１項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第７条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。

⑵法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第７条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。

⑶保有している農薬に、法第７条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

7.なお、ピレトリン類の光分解性が高い、作物に残留しにくいなどの性質等からみて、当該製品の使用に伴う国民の健康及び生活環境への問題はないものと考えています。

別紙１ 農薬取締法抜粋

別紙　1

○ 農薬取締法【抄】（昭和二十三年法律第八十二号）

（定義）

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物（ 樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

２～４項（略）

（農薬の登録）

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

２～６項（略）

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合にあつてはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農薬にあっては、「公定規格」という文字

三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 内容量

五 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

六 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」

という文字
七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
十 貯蔵上又は使用上の注意事項
十一 製造場の名称及び所在地
十二 最終有効年月
（販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等）
第九条 販売者は、容器又は包装に第七条（ 第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。
２～４項（略）
（使用の禁止）
第十一条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。
一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬（第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
二 特定農薬（報告及び検査）
第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。
２～４項（略）

別紙２

農薬及び農薬類似化合物の情報

１ 一般名：ピレトリン（除虫菊）

ピレトリン（pyrethrins）は、シロバナムシヨケギクの花に含有される殺虫成分の総称。天然物由来のピレスロイド系殺虫剤。有効成分は、ピレトリンⅠ、ピレトリンⅡ、シネリンⅠ、シネリンⅡ、ジャスモリンⅠ、ジャスモリンⅡの 6 成分。

２ 農薬登録状況

・我が国では昭和 23 年に農薬登録。きゅうり、なす、キャベツ、はくさい、いちご、トマト、茶等のアブラムシ類、アザミウマ類、アオムシ等に対して適用。

・ピレトリンは世界各国で農薬として使用。

３ 我が国での残留基準（抜粋）（単位：ppm）

食品名	米	大豆	キャベツ	トマト	なす	きゅうり	いちご	りんご
基準値	3	1	1	1	1	1	1	1

４ 動態及び残留性

（１）植物体

植物体内への取り込みはきわめて少なく、植物体表面において急速な光分解を受ける。（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 2000）

（２）土壌中の動態

土壌半減期：1 日未満（ピレトリン I 共試、容器内試験、洪積土壌・沖積土壌）

（３）光分解

光により速やかに分解（太陽光下での半減期は 10-12 分）

５ 安全性評価（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 2003）

（１）慢性毒性（食べ続けると健康に悪影響）

・ADI（許容一日摂取量；毎日一生食べ続けても健康に悪影響が出ない量）

0.04 mg/kg bw/day

・設定根拠

ラットの慢性/発がん性試験、経口：NOAEL(無毒性量) = 4 mg/kg bw/day

安全係数 100

（２）急性毒性（一日の摂取で健康に悪影響）

・ARfD（急性参照量；一日ここまで経口摂取しても健康に悪影響が出ない量）

0.2 mg/kg bw/day

・設定根拠

ラットの急性神経毒性試験、経口：NOAEL(無毒性量) = 20 mg/kg bw/day

安全係数 100

２．消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

２５生産第２５３６号
平成２５年１２月１６日

全国農薬協同組合理事長　殿

農林水産省生産局長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

このことについて、経済産業省、公正取引委員会及び消費者庁より、別添により関係事業者等あてに通知を行った旨の連絡がありました。

貴団体におかれましても、別添の趣旨及び遵守事項について十分理解し、周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

別添　省略

今年もお世話になりました。来年も宜しくお願いします

事務局職員から組合員の皆様へ

本年、12 月末をもちまして受発注担当の渋谷が定年で退職しました。

勤続 27 年 11 ヶ月、業務一筋、正確・緻密な仕事ぶりは、組合員、メーカーの担当者の方々から絶大なる信頼を頂き全農薬の大きな力でありデリバリーの顔でした。

本人は「定年まで勤めたのでこれからは少しゆっくりと過ごしながら趣味や友達との時間を大切にし、新たなことにも挑戦して行きたい。」と話しております。

約 28 年間お世話になりました皆様に**「長いことお世話になり有難うございました」**との言葉を託されました。（安孫子）

○ 本年も大変お世話になりました。本年は新人職員の女性 2 名を迎え、大幅に若返りつつあります。私も全農薬勤務 6 年目となり若返りに逆行していますが来年度も宜しくお願い申し上げます。（堀江）

○ 今年もお世話になりました。来年も組合員の皆様のご協力を頂き組合活動が飛躍するよう私も微力ですが努力して参りたいと思っております。宜しくお願い申し上げます。（安孫子）

○ 2 月に入社してもうすぐ 1 年が経過しようとしております。渋谷に変わり受発注業務をさせて頂く事になり、わからない事が多々ありますが、一日でも早く慣れ組合員の方々にスムーズに注文して頂けるよう頑張ります。来年もどうぞ宜しくお願い致します。（真山）

○ 10 月に入社しました宮越と申します。初めてのことばかりで勉強の毎日ですが、皆様のお役に立てるよう尽力させて頂きたいと思っております。これからもどうぞ宜しくお願い申し上げます。（宮越）

○ 何かとバタバタしているうちに、気がつけば今年も残すところあとわずかとなりました。例年にも増して寒さも厳しい今日この頃ですが、全農薬の明るい未来を目指し、一致団結して困難な現実に完全と立ち向かいましょう。（宮坂）